

北見地区消防組合火災予防条例の一部改正

趣 旨

平成 25 年 8 月に京都府で発生した福知山花火大会火災を踏まえ、対象火気器具等の取扱いに関する規定の整備のほか、屋外における催しの防火管理体制の構築を図るため、大規模な催しを主催する者に対して、防火担当者の選任、火災予防上必要な業務計画の作成等が義務付けられました。

このことから、組合内における類似事故の防止強化を図るため、北見地区消防組合火災予防条例の一部を改正するものです。

概 要

1. 露店等を開設する際の届出義務の拡大について

祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の方が集まる催しに際して、火気器具等（プロパンガス、石油、炭、電気等を使用するこんろやストーブなど）を使用する露店等を開設する場合は、消防署への届出が義務付けされました。

- 町内会等で行われる夏祭り規模の催し、大学の学園祭なども含まれます。一方、近親者によるバーベキュー、幼稚園で父母が主催するもちつき大会のように相互に面識がある者が参加する催しなど、集まる者の範囲が個人的な繋がりに留まる場合は、これに含まれません。
- 一つの催しに複数の対象火気器具等を使用する露店等が開設される場合には、個々の露店主がそれぞれ個別に所轄消防署に対して届出を行うのではなく、当該催しの主催者、施設の管理者、露店等の開設を統括する者等が取りまとめて所轄消防署に届出を行います。



2. 消火器の設置義務化について

火気器具等を使用する催物を行う場合、消火器の設置が義務付けされました。

- 水バケツ、エアゾール式の簡易消火具及び住宅用消火器は該当しません。
- 原則として、対象火気器具等を取り扱う個々の露店ごとに 1 本以上消火器を準備する必要があります。
設置場所は、個々の露店から歩行距離 20m 以内としてください。初期消火を有効に行うことができる場合には、対象火気器具等の使用実態に応じ、複数人で共同して消火器を準備することもできます。また、消火器の能力単位については、対象火気器具等の入力及び燃料種別、周囲の可燃物等の実態を踏まえ、必要な能力単位を判断する必要があります。
- 消防法第 17 条の 3 の 3 に規定する点検の義務はありませんが、腐食又は破損等のない適切な消火器を準備してください。
- 屋内であっても、消火器を準備する必要があるが、建物内に既に消火器が設置してあるなど初期消火を有効に行うことができる場合（対象火気器具等を使用する場所からおおむね歩行距離が 20 m 以内に消火器が設置してある場合）は、対象火気器具等の使用実態に応じ、新たに消火器を準備することを要さないこともできます。

3. 大規模な屋外の催しにおける防火管理の義務化について

祭礼、縁日、花火大会その他の多数の方が集まる屋外での催しのうち、火災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあるとして、消防長から指定を受けた催し（以下「指定催し」という。）の責任者は、防火担当者を定め、火災予防上必要な業務に関する計画を作成するとともに、当該計画に従って火災予防上必要な業務実施が義務付けられました。

また、指定催しを開催する日の14日前までに、当該計画を消防署への提出が義務付けられました。

■ 火災予防上必要な業務に関する計画への記載事項

- ・ 防火担当者その他火災予防に関する業務の実施体制の確保に関すること。
- ・ 対象火気器具等の使用及び危険物の取扱いの把握に関すること。
- ・ 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店等及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。
- ・ 対象火気器具等に対する消火の準備に関すること。
- ・ 火災が発生した場合における初期消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。
- ・ 上記以外で火災予防上必要な業務に関すること。

■ 指定催しの要件

- (1) 大規模な催しが開催可能な公園、河川敷、道路その他の場所を会場として開催するもので、一日当たりの人出予想が10万人以上である屋外催し
- (2) 露店、屋台その他これらに類するものが100店以上出店する屋外催し

■ 火災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあるもの

多数の露店等が出店し、かつ、その周囲において雑踏が発生することにより、火災が発生した場合に避難が容易にできないこと、初期消火を実施しなければ延焼による被害拡大のおそれ大きいこと、消防隊の進入が困難であるため、主催する者による初期消火が不可欠であること等の状況を踏まえ、総合的に判断する必要があります。

4. 火災予防上必要な計画の未提出に対する罰則について

上記の火災予防上必要な業務に関する計画を提出しなかった場合、罰金(30万円以下)を科すこととします。また、行為者を罰するほか、その法人等に対しても罰金を科すこととします。

施行日

平成26年8月1日